

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



55歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

相続時精算課税制度、活用のポイント

使い勝手が増した相続時精算課税制度

こんにちは、高橋学です。今回のテーマは「相続時精算課税制度」です。同制度は、相続税対策として利用価値が高い生前贈与に適用される贈与税の計算方法の1つ。今年から新しい措置が講じられ、注目度が高まっています。そこで今回は、同制度の概要と活用のポイントを解説します。

相続時精算課税制度とは、60歳以上の父母・祖父母から18歳以上の子や孫に生前贈与する際、2,500万円（特別控除）まで無税で贈与できる贈与税の優遇制度のこと。その後相続が発生した時、相続財産と贈与財産を合算して相続税の計算を行い、既に納めた贈与税がある場合、贈与税相当額を差し引いて相続税を納める仕組み。若い世代への資産移転に有用である他、相続税の計算は贈与時の価額で評価されるため、株式など、将来値上がりする可能性の高い資産の贈与に有利だと言われています。

しかしながら、相続時精算課税制度は、これまで大きな難点がありました。同制度は、贈与時の課税を相続時まで先延ばしする制度であり、期待できる相続税の節税効果は限定的であったという点です。今回の改正により特別控除とは別に、「年110万円までの基礎控除（非課税枠）」が認

められるようになりました。同時に行われた「暦年課税」の課税強化（生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間を、相続開始前3年以内から7年以内に延長）も相まって、随分と使い勝手がよくなりました。

一度選択したら暦年課税には戻れない

相続時精算課税制度の活用の1つ目のポイントとして覚えておきたいのは、まず同制度は暦年課税との選択制であること。同制度を選ぶ場合は、原則として、贈与税の申告書の提出期間内に「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。一度選択したら、暦年課税に戻ることはできないことも重要な注意点。相続時精算課税制度の活用は、計画性をもって進めることが欠かせません。

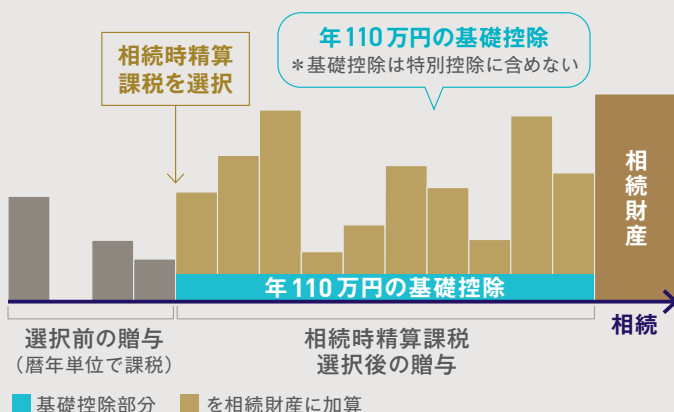
ポイントの2つ目は、相続時精算課税、暦年課税とも、(1) 所有資産の額や内容、(2) 受贈者の人数、(3) 贈与の額、(4) 贈与年数、(5) 贈与者の余命年数などによって節税効果に大きく違いが出るため、どちらが有利とは一概に言えないこと。ご自身の場合の“大まかな優劣”を知りたいという時には、具体的な数値を用いて両者の方法で税額をシミュレーションしてみるのも有効な方法です。

M

図表1 相続時精算課税制度の概要

贈与者	60歳以上の父母または祖父母
受贈者	18歳以上の推定相続人または孫
届け出	必要(受贈者が贈与者ごとに選択)
特別控除枠	特別控除＝2,500万円(贈与の累計額)
非課税枠 [新設]	基礎控除＝年110万円(特別控除2,500万円の対象外) ※2024年1月1日以降の贈与から適用
税率	非課税枠および特別控除枠を超えた部分に一律20%
相続時の 取り扱い	●非課税枠を超えた贈与財産を贈与時の時価で相続財産に加算 ●支払った贈与税がある場合、相続税の計算において控除・還付

図表2 相続時精算課税制度のイメージ



(出所)国税庁の資料をもとに筆者作成